

いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定



『ショッピング』

親子でのおでかけ先として、
買い物を目的に訪れ、買い物を楽しめる





- ①『日常の生活用品の買い物』ではなく
- ② 親子で『おでかけ先』として、『買い物を目的』に訪れ
- ③『買い物を楽しむことができる』常設施設





➡に該当する施設が『ショッピング』ジャンル



①『日常の生活用品の買い物』ではなく

- ➡ 『買い物』とは、物を購入することの対価としてお金を支払うこと。
- ➡ 『生鮮食品』『日用品』をメインに販売している施設は、おでかけ施設ではないため、そもそもいこ-よに登録できません。

生鮮食品、日用品をメインに販売している施設例

- ➡ お肉屋さん、魚屋さん、スーパーマーケット、農産物直売所 
- ➡ コンビニ、駅などの売店(キヨスクなど) 
- ➡ ドラッグストア 
- ➡ 100円ショップ 

※飲食物の販売店の場合でも『ショッピング』ジャンルになる条件もあります。後述の【『ショッピング』ジャンルに該当する施設 飲食物の販売】の定義をご確認ください。



②親子で『おでかけ先』として、『買い物を目的』に訪れ

③『買い物を楽しむことができる』常設施設

➡ その施設を訪れる目的が、買い物をすることであることが必須になります。

買い物ではない施設例

➡ クレーンゲーム、カプセルトイ、カードゲームを設置しているアミューズメント施設
ゲームの景品は買い物ではないため、『ショッピング』ジャンルはつきません。








神社・仏閣

➡ 神社・お寺などでも、おみくじやお守りなどを頂く事ができますが、『購入』ではなく『授与』される
ものであるため、『ショッピング』ジャンルはつきません。





目的が『買い物』で訪れていない施設例

- ➡ カフェでのテイクアウト
基本はカフェ店内で飲食するものとし、『飲食店』ジャンルのみ。 
- ➡ 遊園地、動物園、テーマパーク 敷地内に入った時点で、遊ぶ目的ついでに買い物。 
- ➡ 美術館、博物館
展示物を見に行くついでに買い物。「ミュージアムショップ」の タグが付きます。 
- ➡ 映画館 映画を観に行くついでに買い物。 
- ➡ ホテル・旅館
宿泊ついでに買い物。
テナントとして『ショッピング』に該当する施設が入っている場合は、切り出して登録。 



道の駅、高速道路のPA/SA

➡ それぞれジャンルが用意されているので、「道の駅」ジャンル、「SA/PA」ジャンルのみを付与します。





その他、ショッピングに該当しない小売店



衣料品店



本屋・書店



家具屋



大型家電量販店

※ これらの小売店は通常は『ショッピング』はつきませんが、以下のどちらかの条件に当てはまる場合は、『ショッピング』ジャンルを付与します。

①『子供向けの製品・食品の専門店』

②『常設のキッズスペースがある』

例) 子供向けの玩具の専門店は『ショッピング』になります。



補足)『ショッピング』ジャンルに該当する施設

『飲食物の販売店』

- ➡ 店内で製造している『パン』・『洋菓子・生菓子』・『和菓子』などを、店頭で持ち帰り目的に販売している店舗。おでかけついでに立ち寄ることが出来、そのまま食べられる食品。
- ➡ 但し、10店舗以下のチェーン店、もしくは個人経営の店舗に限ります。



例

- ➡ パン屋、ケーキ屋 
- ➡ 団子屋、たい焼き屋、クレープ屋、煎餅屋 




『大規模なショッピング施設』

例

- ➡ ホームセンター 
- ➡ ショッピングモール、大規模なショッピングセンター 
- ➡ 百貨店 

『旅行先で立ち寄る物産店』

例

- ➡ 地元の伝統文化の品物を扱う店(提灯・飴細工・琉球ガラス) 
- ➡ 土産・物産の販売店 